

共済さが

ご家族のみなさんと一緒にご覧ください

2011

3

No. 342

平成23年3月16日発行



平成19年度写真コンテスト
「春」白石町 石橋京子

新組合会議員のご紹介.....	2
被扶養者の異動の手続きについて.....	3
平成23年度の任意継続組合員の保険料率が決定しました.....	3
平成23年度の短期(医療)給付、介護保険の「掛金・負担金率」を上げます.....	4
「短期給付財政安定化計画」を策定しました.....	5
入学・修学貸付のご案内.....	6
借入れ・返済・苦情・ヤミ金などでお困りの方へ 「一人で悩まずに」苦情・相談受付窓口 日本貸金業協会へご相談ください ...	7
退職後の年金請求手続きについて.....	8
その不安、抱え込まないで「こころとからだの健康相談」を ご利用ください.....	9
共済貯金加入者募集.....	10

新組合会議員のご紹介

任期満了に伴う組合会議員の選挙が昨年11月15日に行われ、次の方々
が新議員として選出されました。

また、昨年12月10日開催の第134回組合会において役員選挙が行われ、
横尾俊彦氏（多久市長）が理事長に再選されました。

理事長をはじめ、新しく議員になられた方々をご紹介します。

新議員の任期は、平成22年12月1日から平成24年11月30日までの2年間
となります。



理事長
横尾 俊彦
(多久市長)



理事長職務代理者
短期給付対策委員会
長
岩島 正昭
(太良町長)



理事
塚部 芳和
(伊万里市長)



監事
短期給付対策委員
江里口秀次
(小城市長)



理事
西山 功
(佐賀市長)



理事
短期給付対策委員
原口 郁哉
(多久市)



理事
鈴山慎一郎
(大町町)



監事
橋口 民男
(伊万里市)

市町村長議員



秀島 敏行
(佐賀市長)



坂井 俊之
(唐津市長)



橋本 康志
(鳥栖市長)



樋渡 啓祐
(武雄市長)



短期給付対策委員
武廣 勇平
(上峰町長)



田代 正昭
(有田町長)

職員議員



小松 哲也
(唐津市)



高尾 一彦
(鳥栖市)



早瀬 宏範
(嬉野市)



短期給付対策委員
家永 秀文
(神埼市)



小川 成弘
(上峰町)



短期給付対策委員
山中 晴巳
(江北町)

被扶養者の異動の手続きについて



春は、就職や進学など異動が多い季節です。

被扶養者が就職した場合は資格の取消し、大学などに進学する場合は被扶養者の再認定の手続きが必要となります。

なお、被扶養者資格の取消しの手続きが遅れた場合は、遡って資格を取り消すこととなりますので、その間の医療費を返還していただくことになります。

	平成23年4月の状況	手続きに必要な書類
取消し	① 被扶養者が就職したとき (パートやアルバイトなどで月額108,334円以上の恒常的な収入がある場合も含まれます。)	<ul style="list-style-type: none"> 被扶養者申告書 組合員被扶養者証 取消日が確認できる書類(健康保険証の写しなど)
再認定	② 大学(短大・大学院・大学留年も含む)へ進学するとき	<ul style="list-style-type: none"> 被扶養者申告書 在学証明書(平成23年4月以降発行されたもの)
	③ 専門学校・看護学校・予備校へ進学するとき、または在学中のとき	<ul style="list-style-type: none"> 被扶養者申告書 在学証明書(平成23年4月以降発行されたもの) 平成23年分給与所得者の扶養控除等申告書の写し 雇用証明書(収入がある場合)
定	④ 18歳以上で就職、進学せず無職・無収入のとき、またはアルバイトなどの収入が月額108,334円未満のとき	<ul style="list-style-type: none"> 被扶養者申告書 扶養申出書 平成23年分給与所得者の扶養控除等申告書の写し 雇用証明書(収入がある場合)

1 必要に応じて、上記以外の書類を依頼することがあります。

2 ③～④に該当する場合は、所得税法上の扶養親族であることが、被扶養者の再認定の条件となります。

平成23年度の任意継続組合員の保険料率が決定しました

共済さが平成22年9月号(341)に掲載しました任意継続組合員の平成23年度の短期(医療)保険料率、介護保険料率が決定しましたのでお知らせします。

1ヵ月分の任意継続掛金は、次のとおりとなります。

任意継続掛金は、次の①～③のいずれか少ない額に短期(医療)・介護の保険料率を乗じて算出します。

- ① 退職月の掛金の基礎給料
- ② 平均給料月額 328,000円
- ③ 退職月の掛金の基礎給料の7割の額

(ただし、組合員期間が15年以上ある者で、退職時の年齢が55歳以上であって、55歳となった日以後はじめての退職である者)

短期(医療)給付に係る保険料 = ①～③のいずれか少ない額 × 117.575 / 1000

介護保険に係る保険料 = ①～③のいずれか少ない額 × 13.0 / 1000

(40歳以上65歳未満の者が対象)

平成23年度の短期(医療)給付、介護保険の

短期(医療)給付の所要財源率10.1%の引上げ

平成23年度の短期給付事業は、組合員数の減少と給与水準の低下が続くなか、高齢者医療制度への支援金等の大幅な増加により、平成22年度の所要財源率109.8%（一般職の給料に対する率）から、10.1%引上げ、119.9%に設定し事業運営を行うことになりました。

標準給与総額（給料と期末手当等）の減少

組合員数の減少と平均給料月額低下や期末・勤勉手当額の減少により、保険料収入の基礎となる平成23年度の標準給与総額は、前年度より3.2%減少することが見込まれます。

医療費は増加傾向

平成22年度の医療費は、受診率や受診日数は減少傾向にあるものの、入院医療費の増加により、平成21年度より4.4%（約1億円）の増加が見込まれます。

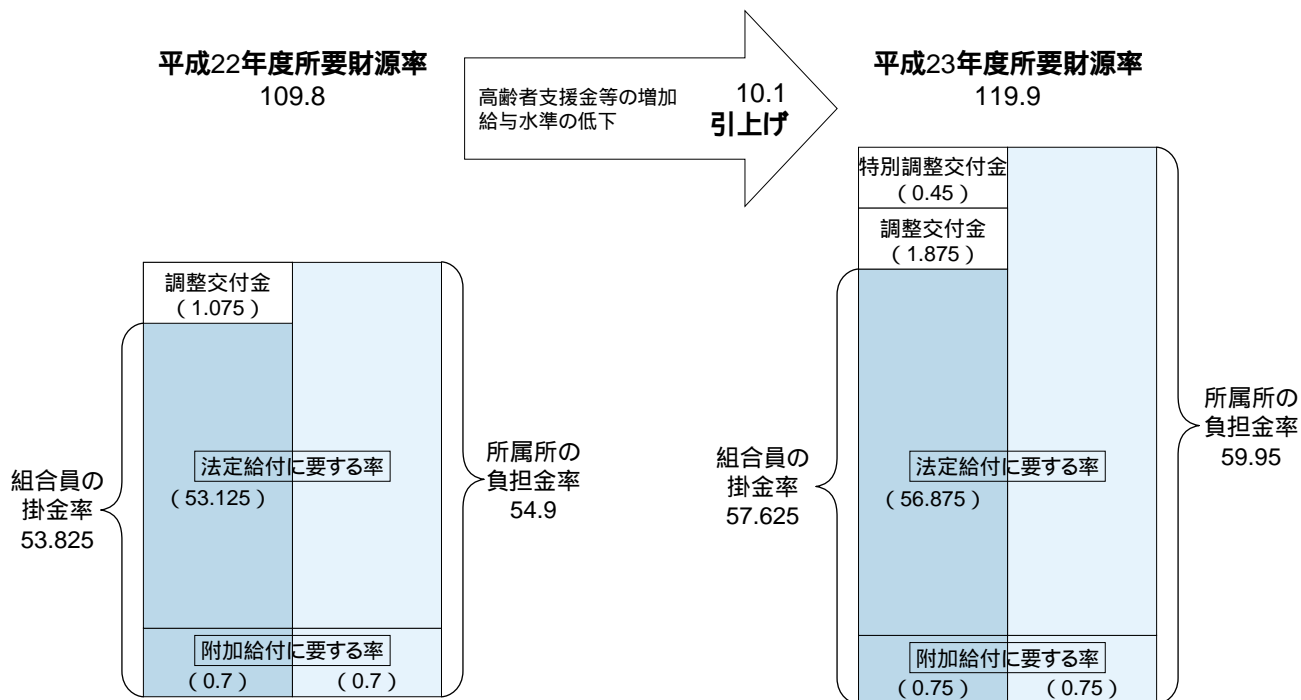
平成23年度の医療費は、平成22年度を含む過去3年間の動向により推計し、前年度医療費より0.6%増加し、25億4千万円を見込んでいます。

高齢者医療に対する支援金等の負担増加

後期高齢者・前期高齢者医療制度に対し、現役世代の保険料負担として「後期高齢者支援金」を、65歳以上74歳の医療費に係る医療保険者間の財政調整として「前期高齢者納付金」を、さらに退職者給付拠出金を負担しており、その合計額は、平成23年度は23億円を超える額になり、前年度より11.4%増（約2億3,600万円）と大幅な負担増となっています。この高齢者医療制度への支援金等の負担は短期（医療）給付に係る支出の40%以上を占めることとなります。

平成23年度 短期給付の掛金負担金率(%)

（一般職の給料に対する率）



（注1） 全国市町村職員共済組合連合会の「短期給付財政調整事業」により法定給付に係る所要財源率が交付基準率56.875%（23年度）を超える組合に「調整交付金」が交付される。

（注2） 全国市町村職員共済組合連合会の「短期給付特別財政調整事業」により法定給付に係る所要財源率が58.75%（23年度）以上となる場合は、総務大臣から「特別調整組合」の認定を受け、「特別調整交付金」が交付される。

「掛金・負担金率」を上げます

組合員の短期掛金率、所属所の短期負担金率が増加します

短期給付に係る組合員の掛金率及び所属所の負担金率は、短期給付事業に要する費用を組合員のみなさんの標準給与総額で割り返し算定した所要財源率の折半負担が原則です。

組合員の掛金率については、全国の共済組合の間において著しい負担の不均衡が生じる場合は、全国市町村職員共済組合連合会が行う「短期給付財政調整事業」と「短期給付特別財政調整事業」の適用による資金の交付により、負担の軽減が図られています。この事業における掛金率の「交付基準率」についても見直しが行われ、平成23年度は、56.875%とされ、一般職（特別職）で3.75%（3.0%）引上げられました。

当共済組合においては、平成23年度は所要財源率を10.1%も引き上げることに伴い、両事業の適用を受け、組合員の掛金負担増の抑制を図ることになります。

その結果、一般職（特別職）の組合員の実質掛金率は、前年度に比べ3.8%（3.04%）増加します。また、所属所の負担金率は、5.05%（4.04%）増加します。

短期掛金率・負担金率（単位：%）

	掛金率		負担金率	
	23年度	前年度比	23年度	前年度比
一般職	57.625	3.8増	59.95	5.05増
特別職	46.1	3.04増	47.96	4.04増

介護保険の掛金率、負担金率が増加します

共済組合は、介護保険第2号被保険者（40歳以上65歳未満の組合員と被扶養者）に係る介護保険料を第2号被保険者の組合員と所属所で折半負担してもらい、介護納付金として納付しなければなりません。

平成23年度は、第2号被保険者の1人当たり負担額が54,191円（22年度は52,200円）に増額されたことに伴い、介護保険に係る掛金率、負担金率ともに0.4%（0.32%）増加します。

介護掛金率・負担金率（単位：%）

	掛金率		負担金率	
	23年度	前年度比	23年度	前年度比
一般職	6.5	0.4増	6.5	0.4増
特別職	5.2	0.32増	5.2	0.32増

「短期給付財政安定化計画」を策定しました

共済組合の短期給付財政は大変厳しい状況にあります。そのため、より一層「医療費増高対策」・「健康づくり事業」に積極的に取り組むため、「平成23年度短期給付財政安定化計画」を策定しました。平成23年度は以下の点について、重点的な対応を行っていくこととしております。

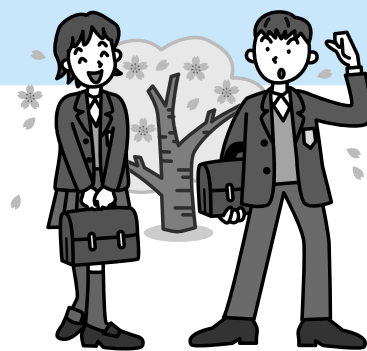
- 生活習慣病、呼吸器系疾患、歯科疾患の予防の促進及び医療費増高対策
特定健診の結果を分析し、組合員・職場の健康づくりを推進します。
過去の実績を参考に「健康づくり推進懇談会」を開催します。
「インフルエンザ予防接種助成事業」を引き続き行います。
ジェネリック医薬品の利用促進を行います。
- 特定健診をはじめとする各種検診の受診促進により、疾病の「早期発見・早期治療」及び生活習慣病の予防対策

今後も、短期給付の「財政安定化」に向けて、各所属所と連携をとりながら、これまで以上に医療費増高対策に努めていきますので、組合員のみなさんのご理解とご協力をお願いします。

詳しい内容についてはホームページをご覧ください。

入学・修学貸付のご案内

年利 2.72%



進学シーズンを迎え、入学金や授業料などの教育資金がかさむ時期になりました。
 共済組合では、入学に必要な資金を貸し付ける「入学貸付」、修学に必要な資金を貸し付ける「修学貸付」を行っておりますので、ぜひご利用ください。

貸付の種類	入学貸付	修学貸付
貸付利率	年2.72%（利率は変動性で、平成23年3月現在のものです。）	
貸付の事由	組合員またはその被扶養者（被扶養者でない子を含む。）が、入学する場合	組合員またはその被扶養者（被扶養者でない子を含む。）が、修学している場合
対象となる学校	○ 学校教育法に基づく高等学校、大学、高等専門学校、専修学校または各種学校及び国内の貸付対象となる学校に相当する外国の学校	
貸付限度額	○ 給料月額6ヵ月分の範囲内（申込金額が10万円から5万円単位で、最高限度額200万円）	○ 貸付金額は1年につき120万円（進級するごとに120万円単位で借増しができ、最高720万円）
償還方法	○ 元利均等償還 ○ 貸付けを受けた月の翌月から償還開始 ○ 償還回数は、貸付金額により50回～120回	○ 元利均等償還 ○ 修学期間中は、元金の償還は据置となり利息のみの償還になります。 ○ 償還回数は、修学期間が終了した月の翌月から貸付金額により84回～150回
添付書類	○ 借用証書（印鑑証明添付） ○ 借入状況等申告書 ○ 合格通知書（写）または入学許可書（写） ○ 入学費用明細書……確認できる書類を添付 ○ 入学案内（写）または入学時納入金払込領収書（写） ○ 入学者の戸籍抄本（被扶養者は不要）	○ 借用証書（印鑑証明添付） ○ 借入状況等申告書 ○ 在学証明書（申込みの年度の4月1日以降に発行されたもの） 4月5日までの申込みは、入学前は「合格通知書の写し」、進級前は「進級前の在学証明書」を提出し、4月中に「該当年度の在学証明書」と差替えることとなります。 ○ 費用明細書……確認できる書類を添付 ○ 修学者の戸籍抄本（被扶養者は不要）
申込日及び貸付日	毎月5日までに申込み、毎月月末交付（申込みが費用の支払い前であれば、随時交付も可能）	○ 4月5日までに申込み → 4月28日交付 ○ 5月2日までに申込み → 5月31日交付 ○ 6月3日までに申込み → 6月30日交付

（注）貸付利率には、貸付債権保全制度の保険料の一部負担率年0.06%が含まれています。
 貸付けを希望される方は、所属所の共済組合事務担当者までご連絡ください。

償還表 [抜粋]

入学貸付			修学貸付		
貸付額	償還月額	償還回数	貸付額	償還月額	償還回数
50万円	7,732円	70回	120万円	15,705円	84回
100万円	12,295円	90回	240万円	31,409円	84回
150万円	16,069円	105回	360万円	41,769円	96回

借入れ・返済・苦情・ヤミ金などでお困りの方へ

「一人で悩まずに」苦情・相談受付窓口 日本貸金業協会へご相談ください

共済組合の貸付けを利用している組合員で、破産・民事再生等の手続きを行っている者の大多数が、消費者金融等の貸金業者からの借入れがある多重債務者であり、複数の業者からの借入れや、繰り返しの借入れを行っている事例が多く見受けられます。

業者の中には、超高金利の貸付けや詐欺まがいの行為により貸付けを行っている悪質な業者も存在しており、これらの存在を知っておくことで、悪質な業者からの借入れの防止になります。

日本貸金業協会のホームページには、「悪質業者の検索」や「相談窓口のご案内」のページが設けられていますので、相談・苦情・紛争解決にご利用ください。

日本貸金業協会

電話番号 0570-051-051

受付時間 9:00~17:30

(土・日・祝日、年末年始を除く)

電話通話料は有料です。 相談料は、日本貸金業協会へ直接お尋ねください。

<http://www.j-fsa.or.jp/>

こんな活用方法もあります。

「返済シミュレーション」や「家計管理診断」等ができるコーナーも設けられておりますので、自己の借入れの自己診断や借入れ時の返済計画等に役立てることができるものとなっています。

返済シミュレーション、家計管理診断等 <http://www.kakei-shindan.jp/>

あなたの家計の健全性、改めて見直してみませんか!?

あなたの家計や消費行動に潜むリスクを診断し、家計の計画的管理の向上を支援します。

家計管理診断

あなたの家計収支から、その健全性をチェック!
収支の変化、消費支出の見直しによる家計の健全性を試算します!



簡易版 家計管理診断

家計収支からあなたの家計を簡単チェック!
家計管理診断よりも家計データの入力箇所が少なく手軽に診断を行うことができます。

借入余裕度診断

3年での完済を目安に借入余裕度をチェック!



返済シミュレーション

返済期間、返済金額など、複数のシミュレーション機能で無理のない返済計画をチェック!

消費行動診断

あなたの消費行動に潜むリスクを、30項目のチェックでズバリ診断!



マナーライフ健康度チェック

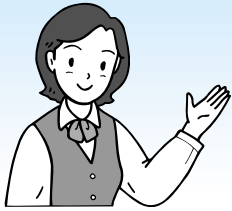
YES/NOシートで、あなたの消費行動スタイルが分かります!



消費行動診断、マナーライフ健康度チェックは、携帯サイトからもアクセスできます!
<http://www.kakei-shindan.jp/mobile/>

本サイトの入力事項や診断結果は、統計・分析等に使用するため、保存されますが、氏名、生年月日等の個人情報を入力いただくことはありませんので、安心してご利用ください。

共済組合のホームページからもリンクして、ご覧いただけます。



退職後の 年金請求手続きについて



定年退職される方は.....

退職共済年金の改定請求をお忘れなく！

今年度、定年退職を迎えられるみなさんは、60歳になられたときに、年金決定の請求手続きを行っていただいておりますが、退職されたときにも、60歳到達時から退職までの期間を加算して年金額を再計算するため、改定請求の手続きが必要になります。

退職されたら、必ず所属所の共済組合事務担当者を通じて、改定請求の手続きを行ってください。

(注) 再任用職員として、引き続き共済組合の組合員になる方は、再任用が終了するまで改定請求の手続きは不要です。

年金の決定請求がお済みでない方は...

3月に誕生日を迎えられる方や、60歳を過ぎてもまだ年金の決定請求をされていない方は、まず決定請求の手続きが必要になりますので、所属所の共済組合事務担当者を通じて、決定請求の手続きを行ってください。

年金の支給

初回の年金支給日は、平成23年6月15日(4・5月分)です。それ以降は、偶数月の15日(金融機関が休業日のときは前営業日)に、2ヵ月分(前月と前々月分)を指定の金融機関に送金します。

退職後に民間企業等に再就職したとき

【年金の所得制限】

退職後、厚生年金保険の被保険者、私立学校共済制度の加入者、国会議員・地方議会議員になられたときは、所得(給料や賞与等の額)に応じて年金の一部が支給停止される場合があります。

再就職されたときは、必ず「年金受給権者再就職届書(他制度加入用)」を提出してください。

(注) 届出がない場合は、年金に過払いが生じますので、速やかに手続きをお願いします。

$$\text{支給停止月額} = (\text{① 基準収入月額相当額} + \text{② 基本月額} - 47\text{万円}) / 2$$

① 基準収入月額相当額 ... 標準報酬月額等 + 過去1年間の賞与総額の1/12

② 基本月額 ... 退職共済年金額(厚生年金相当部分のみ)の1/12

職域年金相当部分は全額支給

【雇用保険と年金との調整】

65歳未満の退職共済年金の受給者が、雇用保険法による失業給付(基本手当)を受給すると、その失業給付の受給額に関係なく、受給期間中は、退職共済年金(職域年金相当部分を除く)が支給停止されます。失業給付の申請は、給付額と年金額を比較して、慎重にご検討ください。

なお、失業給付を受給または終了される場合は「雇用保険法による給付との調整事由該当届書・非該当届書」の提出が必要になります。

(注) 届出が遅れた場合は、年金に過払いが生じますので、速やかに手続きをお願いします。

定年前に退職される方は.....

退職共済年金の支給開始年齢に達する前月末頃に「退職共済年金請求書」をご自宅へ送付しますので、受給権発生日以降に、退職された所属所の共済組合事務担当者を通じて手続きを行ってください。

(注) 退職された後に住所や氏名を変更された場合は、年金の請求書を送付することができませんので、必ず、共済組合年金課(0952 29 0333)までご連絡ください。

その不安、
抱え込まないで

「こころとからだの 健康相談」をご利用ください。

☎ 0120 736 226 (24時間・年中無休・携帯利用可)

健康・医療・介護・育児・メンタルヘルスに関する相談にそれぞれの専門医師・保健師・看護師・臨床心理士・心理カウンセラー等が対応します。

メンタルヘルスのご相談で専門の機関でカウンセリングを希望される場合は、提携機関の紹介・予約手続きを行い、カウンセリングを受けることができます。

共済組合のホームページより、Web相談も利用できます。

電話料・相談料・面接料(5回まで)は共済組合が負担します。



▶▶▶「いきなり電話するのは苦手」という方は、まず共済組合ホームページにアクセス

共済組合ホームページのご利用方法

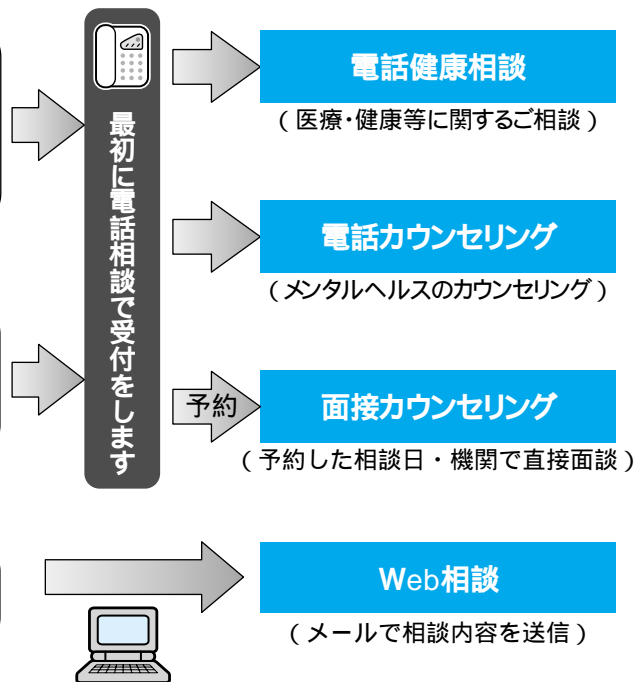
- 1 共済組合ホームページトップ画面の【こころとからだの健康相談】をクリックし、開いたページでログイン用ID「290331」を入力します。
- 2 画面上で、【電話相談】【Web相談】【面接カウンセリング】の各ボタンをクリックすると、詳しい内容が表示されます。画面の説明を読んで、相談方法を検討ください。

こんなときに

病気の不安や健康について知りたいことがある。
今すぐ相談したいメンタルヘルスの悩みがある。
緊急時の応急処置が知りたい。
医療機関や福祉機関の情報がほしい。

電話やメールでは伝えきれない心の悩みがある。
うまく説明できない気持ちをくみとってほしい。
カウンセラーに直接会ってゆっくり話したい。

電話や面接では言いたいことがうまく言えない。
それほど緊急ではないのでメールでやりとりしたい。



安心してご利用ください。

どの相談方法でも、プライバシー、個人情報は固く守られます。

職場や共済組合に個人を特定できる相談の内容や情報が渡ることはありません。

共済貯金 加入者募集

クオカード
1,000円分
進呈!

平成23年 4月・5月・6月 この時期が加入のチャンスです!

期間中に、**定例積立5,000円以上**で新しく「共済貯金」に加入申込された方に
「クオカード1,000円分」を進呈します。

対象組合員 「共済貯金」未加入者

実施期間 平成23年4月の共済貯金新規加入申込書受付から
平成23年6月の共済貯金新規加入申込書受付締切
日まで(6月3日締切)

進呈基準 定例積立5,000円以上で新規加入の組合員

その他 先着100名で締切
加入後3ヵ月以内の解約や中断は無効
記念品は加入してから3ヵ月後に進呈

お得で便利な共済貯金!

年利 **0.6%**

(半年複利)

加入手続きは、あなたの所属所の共済組合事務担当者に申出てください。

九州地区共済組合の宿泊施設紹介

Guest Room



宿泊料金(税込)

部屋	タイプ	部屋数	1泊素泊り	1泊朝食付
シングル	Aタイプ	9室	5,775円	6,300円
	Bタイプ (ツイン対応)	38室	6,825円	7,350円
ツイン	1人利用	3室	6,825円	7,350円
	2人利用		5,355円	5,880円

全室洋室(バス・トイレ付) 全室空気清浄機完備
駐車料金サービス(駐車場約130台)



宮崎県市町村職員共済組合
ひまわり荘

宮崎市瀬頭2丁目4番5号

ご予約はお早めに...(予約専用)
TEL.0985-24-7878

Stay Plan

曜日
限定

得々宿泊プラン

(朝食付・駐車料金サービス)

お1人様 **4,500円【税込】**

只今、1番人気の朝食付オスメ宿泊プランです。
プラン適用日につきましては、HPまたはお電話にてご確認ください。

1日5
限定

カップルプラン

(駐車料金サービス)

2名1室 **9,000円【税込】**

シングルBタイプ(セミダブルベッド)を2名様でご利用いただくプランです。
ご夫婦でもご利用ください。



ひまわり荘



この印刷物は、環境に配慮し再生紙と、揮発性有機化合物を含まないノンVOC植物性インキを使用しています。また、印刷はISO14001認証取得工場で行っています。